

補助金のご案内

令和6年度社会課題の解決に資する 試作品実証補助金

補助金の概要

- 対象者 埼玉県内に登記簿上の本店、主たる事務所、製造拠点又は開発拠点のいずれかを有する中小企業
- 対象事業 試作品の実証試験に必要な経費や実証試験に基づいた試作品の改良を行う経費
- 補助金額 上限50万円
- 補助率 10/10以内

対象事業者

・埼玉県内に登記簿上の本店、主たる事務所、製造拠点又は開発拠点のいずれかを有する中小企業※。

※中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」いう。

対象事業

下記、①～③のいずれか及び④～⑧までの全ての要件を満たす事業とします。

- ① 試作品の実証試験を行う取組であること。
- ② 試作品の実証試験を行い、さらに実証試験に基づいた試作品の改良まで行う取組であること。
- ③ 既に実証試験を実施しており、実証試験に基づいた試作品の改良を行う取組であること。
- ④ 令和7年2月末日までに事業の完了が可能なものであること。
- ⑤ 補助事業として採択後、補助事業の情報(企業名、事業テーマ、補助金額等)の公表が可能であること。
- ⑥ 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと。
- ⑦ 類似の事業内容で同一の申請者から複数の申請が行われていないこと。
- ⑧ 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業でないもの。

補助対象経費

・技術指導費、運搬費、使用料、原材料費、外注費、委託費、機械装置・工具器具備品など。

事業期間

・交付決定日から令和7年2月末まで

受付期間

令和6年5月15日(水)から令和6年6月13日(木)17時(必着)まで

応募方法

詳細については、公社ホームページ及び補助金募集案内をご覧ください。
<https://www.saitama-j.or.jp/shikin/gijutsu/r6-shakaikadai-jissho>



こちらからご確認いただけます↑

- ・受付期間内に、必要書類を提出先へ電子メール等で提出してください。
- ・提出する必要書類は公社ホームページよりダウンロードしてください。
- ・電子メールでの提出が困難な場合は公社に相談の上、期限までに郵送又は持参してください。

お問い合わせ先

公益財団法人 埼玉県産業振興公社 技術開発支援グループ

〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階

TEL: 048-711-6870

e-mail: sentan@saitama-j.or.jp

